

令和2年度第1回特定非営利活動法人条例指定審議会議事録（要旨）

日時	令和2年7月13日（月）10:00～13:00
場所	大阪府立男女共同参画・青少年センター 3階 大会議室
出席者	<p><審議会委員・五十音順></p> <p>永井委員（社会福祉法人大阪ボランティア協会理事・事務局長）※議題(2)議長代行 初谷委員（大阪商業大学公共学部教授）※議長 間嶋委員（㈱日本政策金融公庫国民生活事業本部大阪ビジネスサポートプラザ所長） 山口委員（立命館大学共通教育推進機構教授） 山本委員（税理士《近畿税理士会》）</p> <p><大阪府></p> <p>川口課長・下田課長補佐・松園総括主査・岩脇副主査</p>
議題	<p>(1) 条例指定の更新申出に対する審議の進め方等について</p> <p>(2) 申出NPO 法人に関する審議について</p> <p>(3) その他</p>
<p>【議事要旨】</p> <p>■議題（1）条例指定の更新申出に対する審議の進め方等について</p> <p>（議長）この制度は2015年（平成27年）11月に初めて条例指定法人が生まれてから、はや5年近くになる。最初の第1号の指定法人の条例指定の有効期間5年間の期限を控えており、このたび更新申し出があった。更新申出法人については今回初めての審議となる。</p> <p>資料1-2のとおり、当初の2015年度にこの審議会の進め方について協議決定しており、参考資料2のとおり、審議会の運営要領も設けられている。今後は、「新規の指定の申し出」と「既存の法人の更新申し出」を並行して審議していくことになる。法人から更新の申し出があった今回の機会を捉え、審議の進め方を改めて明確にしておく必要があり、ご相談申し上げる次第。その際、合議制の審議会の役割を踏まえて、府民協働ということと事業推進を志す法人にとって利用しやすい、そして府民の方々にもわかりやすい進め方をしないといけないと考えている。</p> <p>2015年度に定めた審議会の進め方では、法人を指定する際に、資料1-2中の【具体的な進め方】として、(2)②で法人に対してヒアリングを実施することになっている。ヒアリングのポイントは、資料1-1(3)①に記載のとおり、地域課題と考えていることは何か、申出書に記載の事業の実施状況や今後の予定はどうか、地域課題解決への取組状況はどうか、法人のミッションをどのようにお考えであるか、といったことを、その事案に即してお伺いしている。この資料にもあるように、特に府の制度の場合は、協働要件と情報発信要件が重視するポイントになっている。そういうことから、今回の更新申し出、これから次々と出てくるが、それに際してもこの審議会の進め方に準拠して行いたいと考える。</p> <p>一方で、この間のコロナによる感染症対策等があり、政府や自治体のいろいろな会議の開催方法等についても様々な配慮とか工夫が施されている。ついては、事務局において今後のこの審議会の進め方について、項目によってはいくつかの選択肢の設定を含めた案を作成していただいたので、事務局の説明をお聞きいただいて、委員の皆様からご意見を伺いたい。</p> <p>（事務局）資料の1-1について。「議案の趣旨」ということで、先ほど議長からもお話がありましたが、条例指定の指定申し出の場合の「審議の進め方」を踏まえた上で、更新申し出に対する審議会の審議の進め方などを明確化する必要があるということ。また、民間委員による合議制</p>	

の審議会設置の趣旨を踏まえるとともに、本制度の趣旨に基づき、府民協働促進の観点から条例指定を求めるNPO法人にとって利用しやすく府民から見てもわかりやすい手続きとする必要があるということで、本件をお諮りするもの。

資料1-2について。右側に「審議会の進め方」として、【具体的な進め方】の「(2) 諮問に基づくNPO法人の審議について」、流れが書かれている。この中では事務局による調査結果の報告、NPO法人に対してのヒアリングの実施、答申案について協議、答申という流れとなっている。このように、更新に際してヒアリングは必要となっているので、今回お諮りさせていただきます。

次に資料1-1について。「■審議等の流れ」をご覧ください。まず審議会の開催前には、「法人から更新申出書の提出」がある。有効期間が5年間となっているので、更新する場合には、指定日から5年を経過した日の9か月前から6か月前までに府の方に更新申出書の提出がある。次に「事務局による事前調査」ということで、こちらは書面審査と現地調査を行うこととなっている。その後、3番目「審議会の招集」として、事前に更新申出書の写しを送付、内容についてご確認をいただく。現時点ではここまでが進んでいるという状態。

次に審議会当日の進め方について、こちらが資料1-1にあります【審議会開催】となる。4番目で知事から会長への諮問を行う。次に「審議」で、資料1-2の「審議の進め方」にあるように、この流れを踏まえて審議を進めることになる。「事務局による事前調査結果の報告」について。更新申し出の際の事前調査として、書面審査及び現地調査の結果を事務局から報告をさせていただきます。更新申出書の写しの事前送付を受けている委員から、事務局の報告に対して質問・確認をしていただく。次に審議会による法人ヒアリングを行うにあたっての事前打合せとして、ヒアリングのポイントについて委員間で意見交換、打合せを行っていただく。次に、「(3) 審議会による法人ヒアリング」について。平成27年度の審議会においてヒアリングのポイントとして、地域の課題と考えていることは何か、申出書記載の事業の実施状況や今後の予定はどうか、地域課題解決への取組状況はどうか、法人のミッションなども合わせて確認をすることになっている。その他、更新の申し出の際に質問すべき点や確認すべき点がないかについてもご意見をお伺いしたい。

次にヒアリングの方法について。ヒアリングの方法については、現在いくつかの選択肢ということで、以下の(ア)から(ウ)の方法を考えている。いずれの方法によるかは、会長があらかじめ事務局と調整の上、審議会招集時に委員に通知できるような形でと考えている。まず、(ア)は法人の代表者を審議会会場に招き、対面でヒアリングを実施する。(イ)は法人の代表者はオンラインで審議会に出席し、その場合は音声と映像を共有することを前提とし、対面で実施する。(ウ)は(ア)・(イ)どちらも困難な場合に、審議会が適当と認める代替の方法で実施する。直接の対面、オンラインの両方の手法がある。平成27年度の制度創設時にはオンラインということは想定されていなかったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、大阪府でも会議等のオンライン化が進んでいる。仮に実施する場合については、出席の扱いをどうするか、音声が届かなかった場合や傍聴の扱い等、取り決めが必要だが、一定の対応が可能かと考えている。また、これらの方法が困難な場合には、何らかの対応がとれるということで、審議会が適当と認める代替の方法により実施、という規定を置いている。こちらにつきましてもヒアリングのポイント、ヒアリングの方法について、ご意見をお伺いしたい。

次に、(4) 審議について。事務局からの報告、審議会での法人のヒアリング結果を踏まえて、更新の適否についてご審議いただく。審議のポイントとして、指定要件との合致、特に協働要件と情報発信要件について、指定期間を通して、順調な事業活動を展開しているかどうか、安定的な運営ができてきているかどうか。今後の活動についても、さらに発展が見込めるかどうか。その他、法人ヒアリングで把握した内容等についてご審議いただき、更新の適否につい

てご審議、その後、ご判断いただく。審議結果に基づき答申案を決定。審議会終了後、答申案について事務局が起案、会長決裁の上、審議会開催日付けで答申を行う。

ヒアリングの手法、ヒアリングのポイントについて、また全体としてこの流れについてご審議をお願いしたい。

(議長) 委員の先生方にとっては何年も前から、おそらく、こうしたオンラインの会議や、Webでのいろいろなご指導もされていてご経験も豊かだと思われる。公式な審議会ですので、いろいろとルールを設けないといけない点があり、お諮りするもの。いかがか。

(委員) 以前、事務局にメールでお伝えしたが、この制度をより広げていかなければならない。この後議論になると思うが、ヒアリング自体は公開対象なのかがポイントになってくる。先程、傍聴の話もあったが、個別審議の前の審議とか、ヒアリングなどは公開対象だと思う。公開対象だとの前提で、広く多くの方に公聴会として開くことを提案させていただいた。資料1-2の部分との整合を図ると、「審議会の進め方」として、【具体的な進め方】の部分だが、(2)の「協議の進め方」で、③だけが「協議」なのではないか。資料の1-2が今後使われていくことになるが、【具体的な進め方】のところで「協議の進め方」が「審議の進め方」ではないか、③だけが「協議」ではないかということが、少し気になった点。また、「審議会の進め方」の右ページの右部分の一番上の「原則、公開とする」の「原則」が、ポイントになってくる、ヒアリングが公開ということであれば、広く公開してやることを、ぜひ提案したい。それが制度の周知にもなるであろうと思う。

改めて、資料1-1について3点の意見。個別のヒアリングは必要ないのではないか、と考えた背景は、委員がヒアリングで確認をするというよりは、むしろどのような成果があったのかということをお話していただくような場が重要ではないか、それをもってヒアリングに代えることもできるだろうということだ。2番目に、しかし原案としてヒアリングを行うことを前提にするのであれば、その部分は原則公開の範疇に入る、という解釈のもとで、ぜひ積極的に公開してはどうかというのが、2つ目の提案。3つ目として、そもそもその更新申出書自体が提出されないときに何らかの救済を求めてくるような場合を、想定しなくていいのか、というのが気になったところ。

(委員) オンラインの審議をするというお話で、今のコロナ状況下だから出てきたお話だと思うが、心配がなくなればまた対面に戻すということなのか、ずっとオンラインなのか。

(議長) それも含めてのご意見を伺いたい。

(委員) 私は、やはり対面で話が聞きたい。会議をオンラインで多くやっているが、微妙なニュアンスなどがたくさんあるので。もし可能ならやはり対面で。最初が重要だと思うので、新規のときは対面で。更新のときだったら、NPO 法人の方がきちんと対応されるならオンラインでも可能かと思う。

(委員) 私はどちらかというと、オンラインを選択肢に入れたほうがいいと思っている。そうしないと「今ここで資料はない」と言い訳が通ってしまうので。適切であればオンラインでも審議できる水準の指定をしていると思っていて、微妙なニュアンスみたいなものを判断するということが対面をもし求めるのであれば、むしろそれは指定に値しない可能性があるぐらいの感覚を抱いている。オンラインを選択肢の一つに入れながら対面でやった方がもちろん何らかの形で実感を持って審議しているという、委員の実感もあると思うが、これは逆に、今後そもそも新規の場合もどうするかということでも言えると思うが、私は選択肢の一つに入れてもよいのではという考えである。アフターコロナ、ポストコロナの中で、大阪府で広く日常いろんな動きをされている中で、たった1時間とか、公開のためにどこまでやるのか、あるいは先ほどご指摘のとおり想定外のトラブルがあった場合はどうするのかなど、いろんなリスクがあるが、選択肢に入れておくことがより制度としての基盤強化につながるのではないかと。事前に動画を撮

ってそれを提供するというのはナッシングだが、リアルタイムのやり取りを大前提にしたオンラインの審議であれば、それは選択肢にできるのではないかと考える。

(議長) まず大きな問題として、この資料1-1のタイトルを「条例指定の更新申出に対する審議の進め方等について(案)」ということで本日の議題もそのように設定しているが、そもそも新規と更新が平行して議案として上がってくる以上は、同じ審議会において両方審議しなければいけない。そのタイトル自体にあえて更新という言葉はいらないのかもしれない。両方共通してどうするのかということになる、そういう整理をする必要があるかもしれないというのが1点と、もう一つはそのやはり、ヒアリングの方法の選択肢の優劣、原則と例外、という序列どう考えるべきか、理由付けとともに整理が必要。

(委員) 資料1-1(3)②のところだが、例えば一番最小限の変更をすれば、「ヒアリングの方法についてはいずれかの方法による」、ということにして当面の間という言葉を入れればいいのでは。具体的な選択肢になるし、当面の間、オンラインで審議会に出席し、対面で実施することも、当面の間は何らかの形で入れるということで、ちょっと先送りする。

(イ)は原則に対する若干例外的なものでやるということであれば、「当面の間」という文言を入れた(イ)の選択肢にすることがあるだろうし、もし(イ)を具体的な選択肢にしないのであれば、(ウ)の対面での実施困難な場合に該当すると思われるので、代替方法の1つとして、オンラインでとすることがあり得るのだろうと。ただ、繰り返したが、こちらはオンラインでの実施も、実効的ではないのか、むしろ有効ではないのか、より効果的ではないのかという観点から、今後条例指定の更新だけでなく、なおこの方法については、付帯事項を今回決議して、今後、新規の申し出についてのヒアリングの方法としてオンラインとするとしてはどうか。

(委員) ヒアリングの実施を前提にした場合に、手法については対面であっても、オンラインであっても、質が変わらない環境を用意することを前提とするなら、というのはやり取りが滞るということがないという意味だが、どちらの方法も柔軟に取り入れていけるという考え方が、未来においてはよりスタンダードになってくるのではないか。委員の任期は4年が最長、指定法人は5年で更新なので、更新時には、最初の指定前に審議会で審議した委員も変わっている状態。5年の更新のときに、前が大丈夫だったので先も大丈夫、ということで簡素化しては、という発想を私も検討のプロセスでは持っていたが、一から未来において5年間の資格を認めるかどうかということ、新しい委員の視点で、きっちり見ていくことにも意味がある。法人に対し、ヒアリングが簡素化できない理由をきっちり伝えていくことができれば。

また、法人も組織も生き物のようなところがあるので、体制も変わっておられるかと思う。

(委員) 初回の指定のときも、更新のときも、ヒアリングをきっちり実施してやっていく必要がある。更新時は5年間やってきたことがどうだったのかをきっちり聞いて、更新するかどうかをやらないといけないと思う。その点について、オンラインでするのか対面でするのかどうか。オンラインでもヒアリングできるのであれば、どちらでも問題ないと思う。先ほど初回は対面の方がいいのではないかと話があったが、現時点だとおそらく今回から更新が始まっていくということなので、初回の申請の事業者の方と更新の方が重複して審議会をやらないといけない時が来る可能性もあると思う。その場合、初回の方がいたら更新の方は必ず対面になるという話であれば、対面になるのでは。

(委員) やはりヒアリングを平場で公開して、それぞれの法人が、特に更新の場合は成果が出ているはずなので、それをもとに、私たちはヒアリングに代えるっていうところもできるだろうけど、私たちが5年の変化の中で、何が制度によって推進できたのか、と同時に何を課題としていて、それぞれどういう協働や地域に対する見方をしているのかがわかるので、そこで支援者の獲得の機会にもなるかと思う。更新されない場合も、指定が更新された場合も、こういう

団体があるんだということで制度の周知にもなろうかと思う。ヒアリングが必要であれば、それをよりパブリックな公聴会のような位置づけを、この制度としての特徴を最大限に反映した、可能性を最大限に追求する形でできればというのが、せっかく今、選択肢が広がるのであれば、よりそんなことを思った。

(議長) 考えないといけないことがいろいろある。まず考え方として第1段は、今回の審議のあり方を更新の際として考えたが、新規と更新の案件を同日に審議ということも想定されるわけで、資料では、タイトルを更新の際としてお示しているが、新規案件・更新案件についても共通してどうするかという審議の進め方を今日議論するという形に設定し直してよいか。

(委員全員) 異議なし。

(議長) その上で、1つは公開の問題。事務局に確認だが、審議会については公開とするということで運営しているが、情報公開条例とか会議公開の指針ということになると、今まで新規案件の審議のときに公開していた部分と非公開にしていた部分と、傍聴者の取り扱いについて説明してほしい。

(事務局) 法人の審議に関しては、法人の情報、外に知られたくない情報が出てくる可能性もあるので、審議会そのものは原則公開だが、法人の審議に係る部分については、今まで非公開でやっている。結果についてはまとめさせていただいて、会議の資料として議事録をホームページで公開しているので、審議の過程については公開していない。それは大阪府の情報公開条例で、個人情報や法人に関する情報で知られたくない情報については、公開しないことと定められており、それに基づき、法人の情報については原則非公開ということでこれまで行っている。

(議長) 情報公開条例の枠がある上で、委員がおっしゃった趣旨をどう活かせるか、そこを議論しなければいけない。というのは、議題(3)の課題でもあるが、この仕組みを発信していかないと、なかなか法人も増えないので、こういういい仕組みがあるのだということをたくさんの方に知っていただくことはとても大事なことです。そのアイデアの一つとしてもお示しいただいているので、これは大事な点。実際には審議会は公開扱いしているが、現実には今までの会議で傍聴者がいらなかったことはない。こういう会議室でしていると、普通はあんまり傍聴の方はいらしゃらない。そのあたりを議題(3)で扱うが、この仕組みをよりよく知っていただく、それからどんな指定法人があるのかということを知っていただく機会との兼ね合いかなと思う。その機会づくり、それをそもそも審議の場から、そうすべきではないかというご意見だが。

(委員) 原則公開であるとして、ヒアリングは、いわゆる「個別審議」は非公開とする個別審議に当たるのかということになるのか。だから意見を、ヒアリングであれば出していただくということなので、公開でいいじゃないかとなるが、いろいろなことを確認する中で、どうしても決算書や貸借対照表、財産目録等には、言いたくないことも出てくると思うが、活動の趣旨等はそのまま広く伝えてほしいというのがささやかな願望。それを委員だけが聞くだけではなく、もっと事前に多くの方に知っていただいた方がいいし、更新の時にはなおさらというのが趣旨。何より制度のPRになるということ。

(議長) 例えばこの審議会に傍聴に来た時に、普通は委員が持っている資料と同じものを傍聴者に配付するというルールになるが、この審議会の場合、非公開部分というのは資料の中でどこになるか。会議の記録等を公開する時にこの申請書なりその添付資料なりを、逐一全部ネットにオープンにしている訳ではないので、審議会の場合でも、傍聴にいらしゃって、もし現実にどなたかいらしゃった時に、どの部分を議論しているのだろうということ、配付すべき資料はどこの部分になるのか。法人の概要とか。

(事務局) 今日の例であれば、参考資料で事業報告書等が添付されているが、事業報告書はオープン

な資料なので、現時点でホームページ等に掲載されている資料を配付することは可能だが、例えば法人側の理事の住所が載っている資料もあるので、そういうものは公開に適さないと考えている。委員と同じ資料は難しいと思う。

(議長) 今のご提案からすると、その議題の切り分けみたいなのが可能なのかということになる。つまり、制度の紹介や、法人の、特に更新の場合であれば活動の実績をプレゼンされる部分までを公開とし、そしてそれを聞いた上での質疑の部分というのは非公開とするというようなことがご意見からはイメージされるが。そうしたときに、現状の傍聴の状況からみて、それを公開だといって、来られるかどうか。それもオンラインで公開するというイメージか。

(委員) 具体的な方法は示せないが、オンラインでということもありえるし、そもそも対面のものであってもヒアリングそのもの、最初に法人にご説明いただく時間を多くの方が聞いたらいいと思っている。個別審議の部分は非公開になるだろうし、個別に審議していない、純粋なヒアリング、活動の報告、活動紹介、これからの展望をお話しいただく部分は、多くの方に知っていただくほうがよかろうと。しかも生の言葉で、委員のその審議を経た答申文の、こういうことを期待するみたいなのところだけではなくて、自分たちがどう思うかっていうことを自分達の言葉で伝える、届ける、そしてそこから支援の輪が広がっていくようになる。そういう場作りを私たちがプロデュースできれば、この制度のより充実への貢献にもなるかと思う。

ただ、それは今の議題とは別な話なので、審議の、逆に言うと参考資料にするような感じのものになってしまうので主と従が反転しているのではないか、つまり制度の発信の部分なので、審議と制度の発信を一体化するのが不適切だということであれば、必要に応じてヒアリングをするというのではなく、ヒアリングはヒアリングでちゃんとやっていくのが大前提でしょうし、そもそもそのヒアリングは別審議としてやるべきなので、個別審議でやる。発信の部分は発信で、指定後、あるいは更新の直前ぐらいに、別途しかるべき時にやるということも有り得ると思う。

切り分けるならちゃんと切り分けた方がいいし、効果的に発信の部分を含めた審議会ができるのであれば、議題の切り分けで対応できるところもあろうということ。

(議長) では事務局に確認で、情報公開条例のどこの条文に該当するのか。

(事務局) まず第8条で、公開しないことができる行政文書というところで、第1項の第1号で「法人に関する情報、または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」は公開しないことができる、と定められており、第9条のところでは、公開してはならない行政文書ということで、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することができないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」ということで、個人情報に関するものについては公開してはならない、と定められており、法人に関する情報については公開しないことができると定められている。

(議長) まず、条例がそうなっていて。指針はどうか。

(事務局) 指針では、3番の会議の公開の基準のところ、「審議会の会議を原則として公開するものとする」と。ただし審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができるとされており、(1)として、会議において、大阪府情報公開条例第8条又は第9条の規定に該当する情報に関し審議する場合、(2)会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合、と定めている。

(議長) 今、見ていただいたところが、この取り扱いのルールで、資料1-2の審議会の進め方、そして平成27年度の決定事項の1のところ書いている「条例に基づき、原則公開。ただし、指針における会議の公開基準」というのがあとで言われた部分、「会議の公開に関する指針」

の3番のところ。この部分について、資料1-2では、「個別審議については非公開とする」という表現をとっている。ただ、この「個別審議」というのは、ちょっと言葉不足かもしれない。会議公開基準に基づいて、この3の(1)や(2)に該当するような場合には非公開にすることが、一定の限定をしないと、個別審議すべてを非公開にするというところまでしぱっていることには多分ならないと思う。そういう意味で、委員がおっしゃったように、個別審議であっても今の非公開の制約のある、制約というよりは規定で定められているもの以外については公開し得るのではないかというのは十分成り立つ話で、そういう意味で個別審議であっても部分的に公開するという扱いが決め得ると思う。その上で、そもそも、特にこの個別審議の中で法人が登場するヒアリングの部分というのは何のために必要なのかという部分を押さえておかないといけない。その主たる目的が何かということ、これについて事務局に確認だが、ヒアリングというのはそもそも何のためにするのか。

(事務局) この4号指定条例として、指定法人になると税の優遇措置を受けることができるので、大阪府として特別なことを法人に対して実施することになる。そういうことをしても応援すべき、支援すべき団体、法人かどうかをきちんと確認するために、先ほどヒアリングのポイントとして挙げさせていただいた点について、例えば、指定要件で、協働要件とか、情報発信、特にこの場では協働要件について、1団体の活動だけではなく、他の団体と一緒に協働することで、新たなものを産み出していくような、地域に貢献しているような団体については、条例指定しましょうということがあるので、事業活動が順調だったり、安定的な運営だったり、地域課題の解決をきちんと頑張っていることが法人として大事なので、ヒアリングでは、法人が地域課題と考えていることが何なのかとか、現在の状況だけでなく、今後どう取組みをしようとしているのかをきちんと把握した上で、指定をずっと考えている。

(議長) 税の優遇措置の対象になるので、やはりしっかりと確認が必要になる。特に府条例として定めている、重きを置いて定めている指定の要件の部分についての確認を直接的に審議会の委員から確認をする機会が必要である。二点目が地域課題、やはり移り変わりというかそういったものもあるし、そういうことも含めてしっかり捉える必要があるという話があった。今のそのきちんと、という部分については、例えば、オンラインであれば、今日資料を持参していないです、ということで、明確な答弁が得られないというようなことを逆に防げるのではないかと、オンラインで、事務所にいてもらった方がかえってわかりやすいのではないかとのご意見もあるし、やはり画面では口調であれ、表情であれ、非常に一面的なので、全体的なものが把握し難いのではないかと、あとやはり同一の水準というのを本当に技術的にちゃんと保てているような、オンラインというか、ヒアリングの画面の、オンラインの方法が担保できるのであれば同等ではないかと、というご意見があるが、いかがか。本来のヒアリングの趣旨は、ご理解いただけたと思う。

それをよりよく達成するために、今お尋ねしたいことは、対面型とオンライン型に一定の原則、例外とまでは言わないが、優劣関係みたいなことをちょっと考えて今回決めた方がいいかどうか。

コロナが収束したら元に戻した方がいいのではないかとのご意見も、実際、現実問題としていろいろな会議でもやっぱりあると思う。いやいや、収束してもやっぱりオンラインで、事務所で、しっかり資料を身の回りに置いて対応してもらおう方がヒアリングの実があがるかもしれない、これもまた一理あると思う。

(委員) 会議の公開に関する指針の5番のところに「公開の方法等」と記載してある。この指針が作られた時にはオンラインで審議をするという前提はおそらくなかったので、会場に一定の傍聴席を設けて府民に傍聴を認めると書いてある。オンラインで実施したときにこの指針をどう守るか。オンラインで開催したものをそのままリアルで配信する場合も、録画して配信する場

合も、府民だけがそれをみられるようにできるのかとか。そういったところの問題も出てくるのではという気もする。

(議長) 今、委員からご指摘いただいたことは、おそらく議題(3)の時に事務局から話があるかと思うが、実際にオンラインの会議をしたとき、WEB会議型でいろいろな委員会をしたときに、傍聴者の取扱いもきめ細かく決められている。別室を用意して、そこに画面をちゃんと用意する。どういうやり方が傍聴の要件を充たすのか、いろいろとルール化しないとイケないという問題が確かにある。

そうすると、先ほど一点目の資料1-1は、新規案件も更新の申し出も両方とも睨んだような会議の審議の進め方を意識したペーパーとして、今回議論するとした時に、このヒアリングは新規案件も更新案件も両方含むということになる。そうすると新規案件についてはやはり対面で直接膝を交えてお聞きしたいというご意見もあったかと思う。

ご出席の委員のご意見の状況として、このヒアリングの方法とした時の(ア)、(イ)の二つを比較した時に、(ア)をやはり主として考えた方がよいのではないかというご意見が多いようにも思うが、もう一つ、委員がおっしゃった(イ)の積極的な意味も配慮するのであれば、ケースによって、資料等もしっかりと確認をする必要がありそうなので、ヒアリングの方法についても配慮が必要だということになったら、また(イ)を選択するということになるのかもしれないと思う。この(ア)、(イ)を並列、同列の状態に置いておいて、そして、今日の議論の流れとしては(ア)をやはり重視し、今回コロナ等の配慮があるとしても、本来新規案件はもとより、更新の案件についても、リアルに状況がわかるように会場でお話をお伺いしたいというのがあるが、オンラインに代替して取り扱うということについて、先ほどの積極的な意義も含めて価値があると判断する場合には、事務局及び会長の方で、委員の皆様方にもまた打診をすることになるかと思うが、(イ)の方法を取ることも有り得る、それぐらいの形でいかがか。

一応(ア)、(イ)を並列で置いておいて、(ア)よりもむしろ(イ)の方がこの案件はよいのではないかというご意見が有り得る場合には、(イ)を取り得るという形にしておいた方が。

もう一つは、公開の問題。審議の、特に法人ヒアリングの部分だけを取り出した議論。今は、法人ヒアリングが始まるよりも前に、法人の個別審議に入る時に傍聴者の退席を求めている。そして、個別審議が終わったら、入室を求めている。そもそも法人審議は丸ごと非公開になっている。その中で、先ほど、この会議の公開指針の3に書いてある「情報」に該当する案件が、取り扱われる部分とそうでない部分を切り分けて、そうでない部分のところまでは傍聴を認めるという形をもって、公開であるということが多分できると思う。それをさらに、委員がおっしゃったように、例えばこの場を映して公開するところまでできるかというのはもう少し議論がいるかなと。それはなぜかということ、先ほどの会議の公開指針5番との兼ね合いで、この審議会だけで処理しきれない問題がある。まず、法人の個別審議の一部を公開側の方へ含めるということについて、ご意見はいかがか。

(委員) 資料の1-2で、「審議の進め方」の1番のところ、原則公開で個別審議が非公開となっている。「具体的な進め方」の(2)のところ、「協議」の進め方とあるが、これはおそらく「審議」の進め方であろうというのがご指摘。その上で③の部分が、答申案についての個別協議なのではなからうかと。つまり、この個別審議については非公開とする部分は、(2)の③の部分だけを指していないかというのが、私の解釈。

答申案について協議という部分がここでいうと個別審議に値する部分ではないのかという解釈の下で、ヒアリングの概ねの部分については公開も可能であろう。だから、それは情報発信の意味合いも含めて審議会のこのメンバーの取組みとして、審議会の事業、あるいは条例指定

のこの制度の事務局による事業として位置づけ得るであろうというのが私の解釈。

ただし、主従が反転したら意味がないので、おそらく本当に求められる部分としては、更新前、指定中に、きちんと各法人の今の活動状況を知ってもらうため、ドーンセンターの一階とかでトークショーなどをやってはどうか。ただ、あんまり回数もできないだろうから、それに替える形で、より制度が広く伝わるように、そして多くの方々が生の言葉で府民の皆さんにも呼びかけるような機会にもなろうかと思うので、あくまでヒアリングということが主だが、発信の部分としての意味合いも込めて切り分け得るだろうというのが先ほどの見立て。

そうではないということの大前提が、そもそもこの個別審議というのは、全部を含むのである。ここで資料1-2【具体的な進め方】の中に「協議の進め方」とあるが、これ自体が個別審議であるということなのであれば、その前提が崩れるので、この解釈を巡ってどうするか。

(議長) 例えば、「協議の進め方」で、時系列で①～④が並んでいると考えていただいたときに、今は①の前に、もう傍聴を止めている。そして③まで終わってから、④で事務局が起案をし、会長が決裁をして答申という形。実質、会議としては③の部分までになっている。③が終わったあとから傍聴が再開になる。今、委員がおっしゃったように実質「個別協議」を③に限定したらどうか、そこが非公開であればよいのではないかということになると、①・②の部分まで傍聴を延長して、そこまでみられるようにしてはどうかというご意見がある。その時に①・②の事務局の結果報告やヒアリングにおける質疑など、先ほどの会議の公開指針や条例等の「情報」に抵触するような項目や内容は、本来公開すべきではないのではないかという問題が出てくる。そのため、委員から言っていた③に限定して「個別審議」であるという解釈をすることは、27年度にこれを作った時には想定していないと思う。ですからあくまで①から実質③まで、書いてあるとおりなら④まで、これを個別審議とみて非公開扱いにしていた。

一方で、今日の議題(3)ですが、委員が積極的に何とか制度周知セミナーの実施を、とおっしゃっていただいているのはもっともなところである。こと改めてそういう場を設けて、イベント的にするのも大変なことであるし、平素の審議会の中で、やり取りそのものを可視化していくことによって制度がより周知できるのではないかというのは、非常に積極的な一つのご提案ではある。既存の規定がある中、どうするかという部分が悩ましいところではあるが。

(委員) 委員がおっしゃるように、イベント的なところでヒアリングというのは本当にできるのか、と思った。

(委員) 私がライブの意義を問いかける部分は、その言語化をしていく過程自体をとっても大事にしたいし、むしろこの制度自体でも大事にされたいので、多くの方々と共に、そもそもNPOって、こういう可能性があるということを実感していただける機会になるのではないかと。書類の確認だったら、本当は文書でいいと思っているぐらい。むしろ、このヒアリングのポイントとしては、先ほどお示しいただいたものを直接するというのは文書で確認できなきゃだめだろうというぐらいの観点。それは書類を見て決めればいい。生の言葉で知りたい、確認したい、ということなのであれば、それはトークショーでも代替可能だし、むしろその方が向いているのではないかというのが私の見立て。それは情報を公開するという観点よりも、その団体の持っている社会的な価値と同時に、この制度が持っている社会的意義を発信するという部分である。それでは主従が反転する、本末転倒であるということであれば、平成27年度の資料のとおり、全体が個別審議ということで、非公開でやればいいと思う。

ただ、昨年度の審議会でもそうした発信の場を設けますとしたが、やっていない。それを具体化できないのであれば、そうでもして開かないと永遠にこの制度の周知はできないということ。だったらせめて今こうして制度の変更ができそうな時に、可能性を開く方がより実行できないでしょうか、という提案である。そうした形での発信が適切かどうかということも今こ

判断いただいているので、適切ではないということであれば、むしろ議題（３）で、ちゃんと発信していく手立てを考えていかないともったいない。指定法人数が伸びていないので。法人がこれだけ大阪府にありながらそこだけは切なる願い。その場合は、資料1-1で、ヒアリングは（ア）だけでいい。非公開でやるのであれば、一つの会場でやった方がスムーズだし、

（ア）だけにして、（ウ）の部分は、（ア）が困難である場合、（イ）に書いてあるところを含めて、当審議会が適当と認める代替の方法により実施するものとして、シンプルに進めていった方がいい。前回、今年の10月か11月に発信の機会を開催するとした議事録が残っているはず。それが開催されずにそのまま流れている。

（議長）今、主従という表現をしていただいたが、その趣旨を踏まえて、このヒアリングの目的を充たすためには、非公開で行う部分についてはこれまでどおりの状態とするという形でさせていただいてよろしいか。

（委員全員）異議なし。

（議長）その上で、委員から、なぜそのような発言をするのかという背景のご説明もいただいたが、この部分は全く私も共感するところ。議題の（３）については後ほど、議論で少し深めたい。

それでは、この（ア）、（イ）、（ウ）、について、（ア）と（イ）があればよくて、しかも、（ア）が本来筋ではないかと。（イ）は、（ア）ができない場合に、（イ）の選択肢があり得るという形で表現をするということ。この時に、（ウ）を例えば消して、（イ）の前に（ア）が実施困難な場合に、と入れるというご意見。

これについて、そのように変えた場合には、法人の代表者はオンラインで審議会に出席し、音声及び映像を共有し、対面で実施するというのは最低の要件となる。これをさらに緩和しているのが（ウ）で、（ウ）まで緩和したものを（イ）にしなくてよろしいか。（イ）は（ア）ができない場合に対応できるよう、（イ）の文言をそのまま残すという、そして（ウ）は取るという案が一つある。もう一つは（イ）のところに、（ア）が困難な場合は、法人の代表者はオンラインで審議会に出席し、対面で実施する等、審議会が適当と認める方法により実施するという、終わりに含みを持たしておくという案がある。何が変わってくるかということ、オンライン審議会、音声と映像を共有して対面とするタイプ、画面で相手が出てきて、この形で音声、映像を共有するタイプ、ここまでが下げしろとして、例えば、相手の顔が見えないとか、やりとりが自由にできないような場合には、それ以上の緩和はやはりよろしくないというところで止めるかどうか。

（委員）音声だけで、電話だけでやり取りというのは、（ウ）をなしにすると、ないということになるが、そうではないのでは。

（委員）（ウ）は代替の方法で、例えば、事前に審議会の委員から個別質問を全部出してそれに対する書面の回答があれば、代替の方法であると認めるようなことも含め、もっと広い訳で、例えば、事前に動画、あるいは音声を提供して、それをここで聞くというようなこともある。しかし、文章で書かれてないことを、ヒアリングに替えて単に一方的に動画を送られても意味がない。基本的に当意即妙にオンラインでやり取りをする。リアルタイムでのコミュニケーションが大事だということところが、私は下げしろとして賛成。しかし、それ以外の方法もあろうと、例えば、なんらかの病気になられたとか、病気の代表者がいらっしゃる団体で、代表者は喋れないので事務局長が出てきますということ、で、「代表者」を、読み替えをすれば事務局長が喋ってもいいということになるが、代替の方法ということでさらに含みを持たせる方がいいということであれば、せめて「等」というところで括れないか。代替の方法の具体的な方法の一つとして、明確にオンラインであるということもあるので、「等」としておいて、その他代替の方法ぐらいいまで入れれば、完全な合体になる。あまり後で解釈が多角化しすぎるのもよくないと思うので、今後、指定と更新を統一する

ということも含めて、ヒアリングの方法を定めるのであれば、なおのこと、会長の先ほどの提案でいうところの（イ）と（ウ）をうまく合わせて、最小限の下げしを、音声及び映像を共有するところを明確にしておいた方がいい。ただ、若干の振れ幅は「等」を付す。

（議長）音声及び映像の共有という形で、例えば（イ）の表現を「音声及び映像を共有、対面を実施する等」とする。あと、リアルタイムのコミュニケーションが可能である代替の措置をとるといような、どういう代替の措置でないかと認められないところまでの言葉を補っておくか。無理であれば代替の措置が何でもありですよという形にすると、当意即妙のコミュニケーションができないようなことではヒアリングにならない、書面のやり取りだけで終わるようなことではだめだ、というご意見が、下げしをの判断で示された。他の委員はどうか。（イ）の表現までで止めるということだが、それであると限定されすぎるので「等」を付し、リアルタイムのコミュニケーションが可能である何か代替の方法といった表現に収めることとして、文案作成を預らせていただきたいが、よろしいか。

（委員全員）異議なし。

（議長）ではそのようにさせていただく。（ウ）を削除して、（イ）の言葉を補充する。しかし、あまりに下げ過ぎない。リアルタイムのコミュニケーションということを大事にしたいということとする。

それでは他、特に更新の時にこういう点は聞かないといけないのではないかという点について。時の移ろいととも、変化している部分はしっかり正さなければならぬ。そういったことで文言でも工夫して入れた方がよい。それから委員がおっしゃったように5年という単位ということを見ると、もう一度やっぱり一からきちっと見るべきではないかというお話もあったので、やはり指定更新のためのヒアリングであり、審議のポイントとして入れないといけないなと伺ったが、他にどうか。更新の時に、特にこの点、本当に大丈夫かという点。例えば、安定的な運営ができるかということについて、更新の時にやっぱり特にチェックした方がよいこととか、どんな表現を取っておけばよいか。

（議長）今、ポイントで書いている「安定的な運営」ぐらいの申し合わせでよいか。順調な活動とか安定的な運営とか、収支状況等とか書いてあるがいかかがか。

（委員）安定的な運営でよいのでは。もちろん収支状況の確認というのは必要だが、それは毎年提出されていますね。

（委員）そうです。

（委員）さきほどの税の優遇対象になるので中身も見ていくのがこの審議会の扱いではと。

（委員）そういう意味では収支状況はもちろんですけど、ガバナンスとか。

（議長）そうですね、特にガバナンス。それから、事業は本当にその協働要件を充たしているのかというあたりの確認。

（委員）新規指定時は「やります」と述べて、そういう実績も、該当するものがありますということでもいいが、更新の時は、直前のことだけでなく、本当に5年間発展してきたかという実績を報告いただいて。そこを我々も聞いていく。それで、さらに4つ上のポイント例にある、さらに発展が見込めるかということ。そういう意味では、指定要件、指定期間を通しての連続性は、聞いていきたい。

（議長）単に順調なだけでなく、その前に、どのように補ったらいいですか。協働要件とか情報発信要件とか。

（委員）もう少ししっかりとした。

（議長）一行目の表現だけだと、新規の時と一緒に一応やっていますということであればいいわけだが、それだけではないだろうということか。

（委員）「十分な実績」と書いてはどうか。

(委員) 実績が何かということだと思う。ヒアリングのポイントと本来対称的。(3)①と、(4)の審議のポイントが合致していることが大事だと思う。更新したいという思いで来られているので、5年間、この指定を受けてどうだったのかというところをまず後発的に聞くことが必要。その指定期間を通じての事業と組織運営だけでなく、それによってどのような新たな可能性がもたらされたのか。インパクト、波及効果がもたらされたのか。例えば新規の支援者の獲得。あるいは新規の支援者の獲得に向けた法人独自の動きについて何うということに、姿勢がみえるかなど。

(委員) お守りのように持っているだけでなく、それを活かして寄付者を伸ばす。新たな寄付者を、支援者をということ。

(委員) その制度で指定されている以上、新たな支援者の獲得や、支援者の獲得に向けた積極的な取り組みがあるはずだし、それがないと、条例で指定して、地方税が入ってこないということへの説明が立たないと。

(委員) そうなってくると、新規よりも、更新の方が厳しい訳ではないが、しっかり聞く必要がある、という位置づけになる。この申請書の中でアピールできるようにしていただかないといけない。

(議長) 資料1-1 5(4) 審議の「審議のポイント(例)」で、4番目の「今後の活動について、さらに発展が見込めるかどうか。」というのがあるが、その前に、指定を活かした活動や事業、支援者の獲得なりを、どの程度行っているのか、行って来たのかを少し何か例示的に入れておくということで。そこを、指定の効果、インパクトや波及効果とまで言葉を入れると、非常に難しくなってくるので、指定を受けた方にとってどうであったかということのニュアンスがでるよう、何か指定を活かした動きがあったかといった点を一行入れるようにするという案でいかがか。その文案はまた整理してご連絡をさせていただく。

その上の行の、財務、経理的なポイントについての表現は、この「安定的な運営(収支状況等)」くらいでよいか。

(委員) はい。

(議長) それでは資料1-1は、今のような修正を施して、そして更新だけではなくて新規案件も含めた審議の進め方であるという整理で取りまとめたい。文案を修正したものについては、また、会議録の報告と合わせて、もう一度確認を各委員にさせていただくという形よろしいか。

(委員全員) 異議なし。

(議長) この資料1-1については、会議録としてきちんと留め、かつ文案等についてご確認いただく。併せて、先ほどご覧いただいた参考資料2の運営要領等に反映すべき点やその文言の修正等も生じるようであれば、合わせて検討して、一緒に連絡させていただく。

■議題(2) 申出NPO法人に関する審議について

(議長) 議題(2)の更新申し出のNPO法人に対する審議について。

事務局に、この間確認したところ、今の議論でいくと、電話連絡がつくような形で、申請のあった法人の方には指示をしているということ。先ほどのヒアリングの選択肢でいいますと、(3)②の(ア)～(ウ)のところだが、修文を施した上での(イ)、(イ)のその「等」。リアルタイムのコミュニケーションが可能であること、ということにかろうじて入るのではないかとこのところだが如何。

(委員) 異論はない。

(議長) 電話による対応措置しか今日は申請者側と調整ができていないようだが、そのような形で審議を進めるということではよいか。

(委員全員) 異議なし。

(議長) では、修文と並行した形になるがそのようにする。事務局の方に今の議題(1)の趣旨も含めてお願いしたいが、オンラインであっても本来映像と音声があるべきだが、今日は音声連絡だけという形になる。少なくとも今各委員がおっしゃられたように、法人ヒアリングについては法人の回答音声、これが委員全員に共有できるように、また、きちんと質疑をしていただけるように計らっていただきたい。

それでは、只今から議題(2)の審議に入る。本審議会は諮問機関としての位置づけとなっており、知事からの諮問書があると伺っている。事務局に説明をお願いする。

(事務局) (諮問文読み上げ) 令和2年5月1日に特定非営利活動法人大阪NPOセンターから更新の申し出がありましたので、審議をお願いしたい。

(議長) 承りました。では審議に移る前に、私は、更新の申し出のあった特定非営利活動法人大阪NPOセンターの理事を務めているため、平成27年度に決定した「審議会の進め方」の定めに従い、当該NPO法人の審議には加わらず、終了まで待機させていただく。以後の議事の進行につきましては、副会長にお願いする。

<議長退出>

(議長代行) 先ほど審議したヒアリングの進め方に基づき、各委員がどういうことをお尋ねしたいか、事前に意見交換を行う。それを私のほうで、電話で質問をまとめて尋ねていく。まずは、事務局から事前詳細結果の報告をお願いする。

(事務局) 書面審査及び現地調査の結果について報告。

(議長代行) では、ヒアリングに移る前に各委員の皆様からご意見をお聞かせいただきたい。

<法人に対するヒアリングのポイント等について委員間で打ち合わせ>

<法人への電話によるヒアリング>

(議長代行) 更新にあたり、ヒアリングとして、電話での質問をさせていただきたい。お尋ねしたい点についてご回答いただくということで進めますがよろしいでしょうか。

(法人) 電話での回答になるのですか。事務局から具体的な進め方についてはお聞きしていませんでした。質問によってはその場ですぐに回答できることとできないことがあるかもしれない。できれば電話ではなく書面とかメールでいただければ、きちんと文面とか何かでお答えできると思う。

(議長代行) この条例指定の審議会では、審議の進め方として法人へのヒアリングを実施している。原則は審議会に出席いただき、対面で質問に対してその場でお答えいただいている。今日は、電話によりお答えいただけると事務局から聞いていたが、進め方やご準備いただく点について、事務局とのやり取りが十分ではなかったようである。

本日、審議会でも、今後の審議の進め方について改めて検討したところ。その結果、ヒアリングについては、原則は対面で、対面が叶わない時でもオンラインで映像が見える形で環境をできるだけ整え、質問に対してその場で答えていただけるようなコミュニケーションをとる形で、ヒアリングをすることが大事であるとなった。電話を通して質問に即答していただく方法であれば、想定していたヒアリングの範囲の中ではあったが、趣旨を十分お伝えできていなかったの、改めて対面でのヒアリングの場を設けさせていただきたい。

(法人) 今回は更新申請だが、当初の申請でもヒアリングがありましたか。

(議長代行) 当初の申請でも、審議会にお越しいただき、当時の委員から質問し、回答をいただいている。

(法人) 条例指定の制度で申請に対して面談のヒアリングがあることについて、どこかに記載されているのであれば示してほしい。また、当方もコロナで日程調整して在宅ワークになるかもしれないので、できればメールか何かでいただきたい。

(事務局) また改めてご連絡させていただく。

(法人) ご案内いただければと思う。

<議長入室>

(議長代行) 議長へ報告する。申出法人にヒアリングを始めようとしたが、電話を通じて質問に対してすぐ答えるという認識を持たれておらず、ヒアリングの方法について事務局から法人に対して十分説明できていなかったようだ。本日は中止と判断し、再度日程調整の上、対面でのリアルなコミュニケーションを取り入れる形でのヒアリングを行うこととした。

そのため、本件は継続審議となった。

(議長) 了解した。

(議長代行) 本日、法人へのヒアリングのポイント等について委員間で打ち合わせた内容は、次回の審議に持ち越す。

(委員) ヒアリングのポイントを事前に把握されるのは利益となることから、副会長預かりのままで。

(議長代行) 副会長預かりのままをしたい。

(議長) 了解した。

<委員 1 名退室>

■議題 (3) その他

(議長) 議題 (3) について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 昨年の第2回の審議会において、条例指定制度についての取組状況を説明し、それを踏まえまして「協働要件のあり方」「条例指定後の広報・周知のあり方」「今後の活用促進のための方策」について、ご議論いただいた。その結果について、まず報告。

協働要件について。どういう形が協働かわかりにくい、指定法人もわかりにくいのではないかとということで、参考資料4-1にある、協働の事例のわかりやすいパターン図を作成。「制度の手引き」の協働要件のところに加筆するかという点については、「具体的な事例はご相談いただきたい」という形で付記を入れる。こういうパターン化した図を作っていく、新たな事例ができればここに新たに積み重ねていくことで対応していく。また、これからの法人からの指定の相談の際にはこのパターンを示しながら対応していければと思う。

次に、広報周知のあり方。チラシを作成。寄付者を対象とした周知のためのチラシというコンセプトで作成。予算の都合上、昨年度にチラシのデザインだけを作成した。裏面に現在の指定法人を記載している。次回の改訂の際に委員のご意見を賜って修正すべき点を反映させていただきたい。本日これをお諮りした上で印刷をして、各市町村や大阪府が公民連携をしている企業等様々な施設があるので、置いてもらうよう調整を進める予定。

今後の取組として、当初5月に今まで指定を受けた法人へのヒアリングを実施する予定にしていたが、コロナの関係で府がイベント中止となり、これもいったん中止した。また、資料3中、11月16日のNPO法人ステップアップセミナーの後半部分で、法人とのディスカッションのような、本制度や指定法人の周知をしてもらうためのセミナーができないかと考えていた。

少し事務局として気になったのが、今、コロナの関係でNPO法人の運営がなかなか大変だ

という声も聞いている中、安定した法人運営を行うための内容のセミナーにシフトするほうがいいのか、もともとのような形でやった方がいいのか、というところ。事務局としては、もし、そこは切り離してということであれば、5月中止になった指定法人のヒアリングと組み合わせたような形で別途開催してはどうかと考えている。

今後の審議会の開催方法について。いつ、新型コロナウイルス感染が起こるかどうかわからない状況で、先ほどは、ヒアリングされる側の法人が対面かオンラインかという話だったが、例えば、更新の時期で審議の必要があって、その時にコロナ等で開催できない、委員が集まらないということも、今後想定されるかもしれない。そのような場合に審議会そのものの運営についてもオンラインを検討しておいた方がいいのではないかと考えている。今、大阪府の公開の審議会でも、実際に、委員の方もオンライン出席という形で実施されているような事例もある。

今後、会長と事務局で、審議会そのものを Web 開催するような必要が生じた際にどう対応すべきかを検討して参りたい。

(議長) 昨年度の第 2 回審議会を受けたその検討事項ということで、「協働要件の問題」、「活用促進の問題」、「広報・周知の問題」ということで、皆様方の議論を集約していった。そのうちの協働要件について、手引きに加筆するのか、しないのか。

(事務局) 手引きに文言を加筆する。

(議長) きちんと加筆するという、その上でこういう資料を作成しているということ。次に「広報・周知」については、5月実施が飛んだということだが、これから企画をどうするかということも、きちんと各委員の皆様方にも説明ができておらず、今後の予定等についても、まだ不明確な状態だということだが、質問とかご意見とかあったら、ぜひお願いしたい。

<中座した委員 1 名、再入室>

(議長) 問題は、本来 5 月に既存の法人についてのヒアリング等をして、それを広報していこうという企画を考えていた。11 月については、ステップアップセミナーの中での何か仕掛けみたいなものをご提案いただき、また、そういう機会に、委員から会計税務とかその安定的な運営の大切さなども周知していただくようにしようという話をこれまでしていた。それがこのように計画が飛んでおり、なおかつ、11 月のセミナーも、事務局の発想としては、NPO 法人がこのコロナの中で困っているので、そういう部分、経営問題についての相談とかの話題を中心にして行うこととして、別途、本来これまで我々が議論してきたような広報周知の機会というものをどういう形式にするかはともかくとして、5 月の分と 11 月に当初予定していたものを合わせたようなものを別建てで行えないだろうかというのが提案。ご意見があれば、ぜひお願いしたい。

(委員) 飛んだらもういないというつもりで意見交換はしていなかったと思うので、改めて、やはりやれる機会を見つけるというのが自然な考え方。4号指定を得て、どのように活かしているのか。先ほど議題(1)のところでも5年の更新の時には、しっかり聞きましょうというのがあるので。現在どのようにしているのかということ意見を交換して。

(委員) 5 年間の前に、ということですね。

(委員) そうです。5 年間の前に、ということに、ちょうどこの機会がなると思う。今日の議題(1)の議論があり、より意味づけというか、それを行う意義が明確になったと考えている。もともと公開していなかったのか。

(事務局) もともと、こういう審議会の形式でのやり方で、傍聴ができるので、来ていただける形で考えていた。

- (委員) もともとそう考えていたが、時間がちょっと経過しているので、それを開いた形、それはクローズな審議会の中で議論してもいいし、その中で一般団体さんは秋のセミナーの時にご相談していただいて、この審議会のメンバーや事務局がPRするのではなくて、団体の声として、これ使えるよと伝えていただけるような企画にも発展できればいいなと思った。
- (議長) 実際には時期と内容をどうするかというのを詰めないといけないが、例えば、それをセットで年度内にするとすれば、時期的な問題も含め、5年の期限が終わって、これから更新の分も並行していく、そういう時期を捉えてという意味付けもあるというお話で、そういうことを考えると、事務局で時期的にはいつ頃が実際可能なのか。
- (事務局) 5月の審議会のもの、もともとセミナーでやろうと思っていたものを合体して、1回の機会として、広く周知するという機会を設けようとする、会場の関係とかもあるので年内でしたら12月。
- (委員) コロナの状況からは、「会場」ということを前提にしない方がいい。仕事の関係上、12月ということであれば、「会場の手配」と言わない方がいい。会場がもし手配できなかったらやらないのかという問題になるし、オンラインではなく、対面でのやり方にこだわることであれば、それも含めて議論しないと、また延びていくだけになる。
- (議長) 今聞いたのは内容や形式の問題の以前に、まさに事務局なり府当局として「できるのか」ということ、時期的に、12月でないといけない理由はなぜか。
- (事務局) 新規の申し出法人は、今やり取りしているところが1法人あり、それが確定したら10月の審議会でお諮りしたい。今年度更新の法人がもう1法人、下半期に出てくるので、もしそこから更新申請が出てくれば、それは、10月の審議会に諮るということになると、それ以前に現地調査をしないとイケない。10月までは、事務局の都合で大変申し訳ないが、審議会の関係とかも踏まえて開催は難しいと考えている。11月のセミナーを法人運営の安定化に特化した形で実施したいと考えているので、それが終わった後、それと並行して準備をさせていただき、12月が一番開催できる時だと考えている。
- (議長) 年度内と尋ねているので、要するに、1月から3月の間はできないのかと。
- (事務局) 早い方がいいのではと思い、12月と申したが、2月後半以降は議会があるため、12月から2月の間なら可能。
- (議長) 3月まで、例えば、今の事務局のお話で、11月のセミナー以降3月までの間で、任意に逆に委員の日程を調整して、これに事務局が合わせられるのか。
- (事務局) 合わせることはできる。
- (議長) では、12月～3月までの間で、あらかじめ日程を調整して、企画内容等については、個別に委員のご意見もお伺いした上で、案を作成してそれをまた諮る、そういう形でよろしいか。
- (委員全員) 異議なし。
- (議長) 今後の審議会の開催方法等について。全面的に会議をオンライン化することについては、大阪府の場合、まだ統一的に検討が内部でなされていないようなので、部局内であるとか関係者の方に確認をしていただき、本審議会だけで決められない問題についてよく整理をしていただけたらと思う。それでは、以上のようなことだが、この機会に確認がもれている点はないか。
- (委員) 先ほどの進め方の案のところ、「安定的な運営」という記述でいいかどうか聞いていただいて、「よいと思う」と言ったが、収支状況とはあくまでも、単年度、単年度のものなので、安定的に将来的に運営しているかというところていくと、やはり「財産状況の確認」もいれておいた方がよい。
- (議長) 財産状況の確認。それは、収支状況のところと並べて書きましょうか。
- (委員) はい。

(委員) 資料 1-1 について。会長預かりになって、事務局から成文化されたものが近日にまたメールできて、委員としては、確認して回答すると思うが、それをもって 8 月の日程調整とか、法人にもこういう点に問題意識というか、ヒアリングで聞きたい、ということは、できれば法人に送っておいた方がいいのでは。代表の方にきちんと答えていただくという感じになるのか。

(議長) それは事前告知してよいでしょうか。

(委員) 手続き上、この資料は求めれば文書公開になるので、手続きを簡略化する上でも、審議のポイントはここです、だからこそ、ヒアリングのポイントはここです、の「ここ」は明示してもいいのではないか。

(議長) この資料 1-1 の範囲は一般論ですが、それに加えて、先程、私が除斥されている審議において、法人のヒアリングで個別にこういうことを聞かねばならないというお話があったことを、前もって知らせるとするのは、他の案件とのバランス上、フェアではないかなと思うので、この資料 1-1 を固めて、この範囲においてヒアリングの趣旨を伝えるということによいか。

(委員) 先ほど、議題(2)で、法人からヒアリングをすることについて根拠を教えていただいた、という話があった。差しかえない範囲でホームページ等にも示しておいた方がいいのでは。それをどこまで示すかはお任せしますが、ヒアリングが新規の時に更新時にもある、ということが明確にわかるように。

(議長) 少なくとも会議録を確定させて、今日の会議資料である 1-1 について、原文と議論を経てどう修文されたのかということをごきちんと公開しないことには、そもそもなぜそれをされるのかということがわからないということになる。それを急いで、今の更新申出法人が 5 年の期限までに日程調整をするとすると、次の審議会をいつ持てばよいか。

(事務局) できれば 7 月末か 8 月上旬。

(議長) では、第 2 回審議会は 8 月上旬までということで、それに向けて今のような手続きが行えるように努めるといいか。8 月上旬までに、審議会の日程調整が無理な場合にどうするかということも想定して、ギリギリどこになるかも事務局でしっかり考えてください。

では、いろいろ課題はありますが、本日予定の議題は終了しました。大変時間が押しましたが、議事進行にご協力いただきありがとうございました。

(事務局) 本日、事務局の連絡、調整の不足で皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。きちんと対応のうえ次の審議会を迎えたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【以上】